

平成31年2月27日
水 道 局

工事請負契約等における消費税率の経過措置に関する経理処理の確認について

消費税法の一部改正に伴い、平成31年4月1日以後に契約締結され、譲渡等が平成31年10月1日以降に行われた工事請負契約等については、原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の率10パーセントが適用されます。

しかし、工事請負契約等で、受注者が工事進行基準の方法による経理を行う場合において、消費税法附則第7条第1項の規定の適用を受け、工事等の着手の日から平成31年9月30日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分については、平成31年9月30日までの課税資産の譲渡等を行ったこととすることができ、この場合、改正前の消費税率8パーセントが適用されます。このため、消費税の経理処理によって適用される消費税率が変わりますので、下記の内容について御確認の上、別紙1の提出をお願いします。また、必要に応じて別紙2及び別紙3の提出をお願いします。

記

1 対象案件

平成31年4月1日以後に契約締結され、譲渡等が平成31年10月1日以降に行われる予定の工事請負契約等（対象案件は契約締結時にご案内します）

2 提出書類

別紙1 全ての落札者
別紙2及び別紙3 別紙1により経理処理が工事進行基準と回答した方

3 提出時期（提出先）

別紙1 契約書提出時（契約部署）
別紙2 平成31年10月1日以降速やかに（工事監督部署）
別紙3 完了検査後請求書提出時（工事監督部署）